

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

医療分野の行政機関・団体向け説明資料

厚生労働省 労働基準局 労働衛生課

電離放射線労働者健康対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

○目的

放射線管理が電離放射線障害防止規則※（以下「電離則」という。）に定められている内容と照らして問題ないかを自ら点検し、問題があれば自主的に改善していただくこと。

なお、令和2年度から医療機関に対し自主点検を依頼している。

※労働安全衛生法では、電離放射線障害防止規則によって、労働者の被ばく線量限度の遵守や被ばく線量の測定などの放射線管理を事業者が義務付けている。

○**対象** 電離放射線健康診断結果報告書を労働基準監督署へ提出した実績のある医療機関（8,383事業場）

○**回答方法** 自主点検結果報告書の郵送またはWebサイトへの入力による

○**実施期間** 令和3年7月9日から8月6日まで

○**回収状況**

有効回答数	: 5,841事業場
提出なし	: 2,472事業場
廃業・回答不備等	: 70事業場
有効回答率	: 69.7%

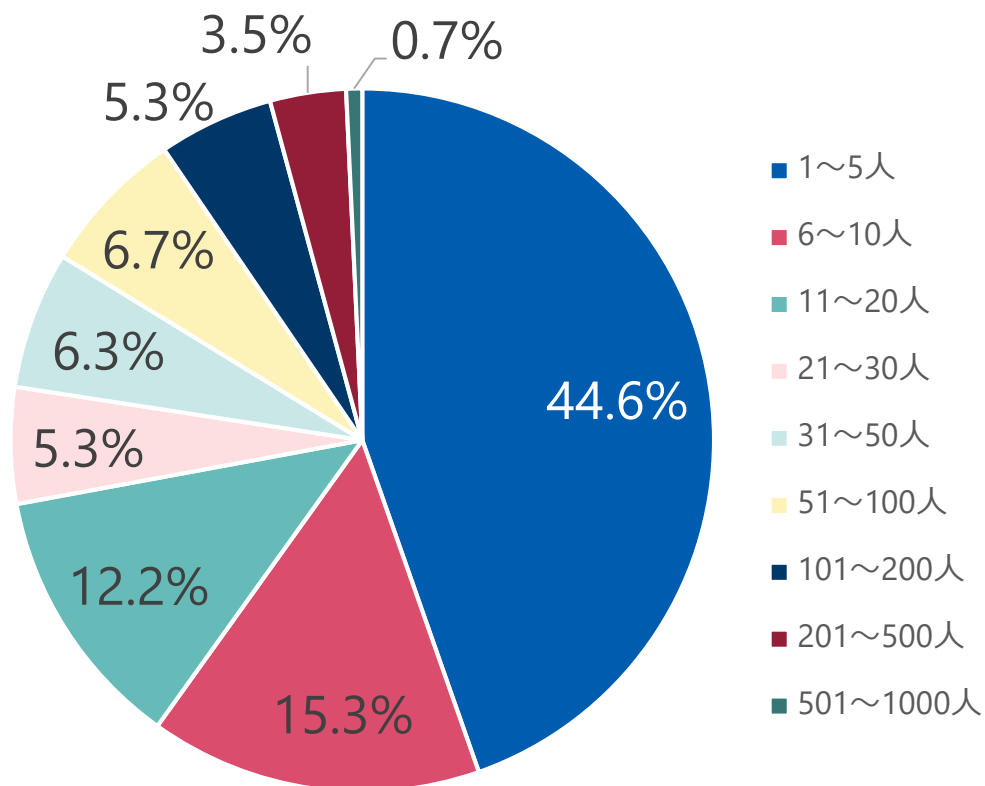
○主な点検項目

- (1) 放射線業務従事者の就業状況
- (2) 放射線業務従事者の線量測定状況
- (3) 5年間の被ばく線量の管理状況
- (4) 管理区域に一時的に立ち入る者の線量測定方法
- (5) 放射線業務従事者の被ばく線量
- (6) 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置対象医師の管理状況
- (7) 労働安全衛生管理体制
- (8) 電離放射線健康診断の実施状況

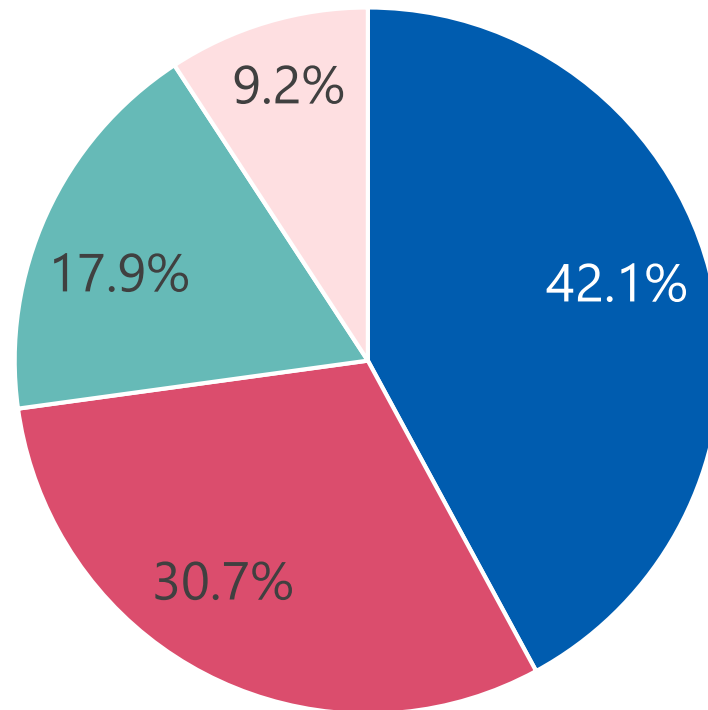
令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

(1) 放射線業務従事者の就業状況（令和2年度の状況）

●放射線業務従事者数別回答事業場の分布



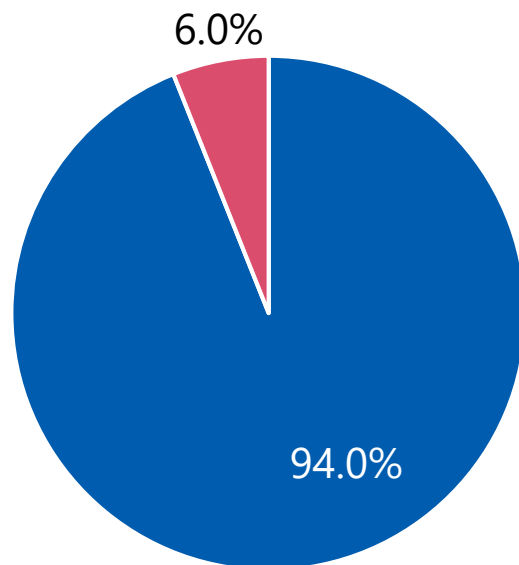
●回答事業場における放射線業務従事者の内訳



令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

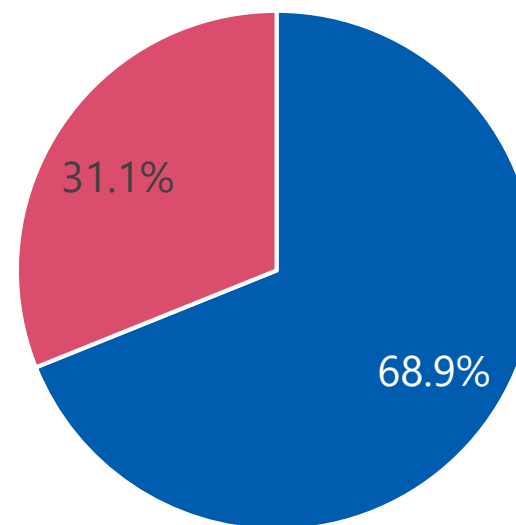
(2) 放射線業務従事者の線量測定状況（令和2年度の状況）

●測定対象者の範囲



- 全ての放射線業務従事者について測定を行っている
- 業務状況等に応じて一部の放射線業務従事者を対象としている

●放射線測定器の配布



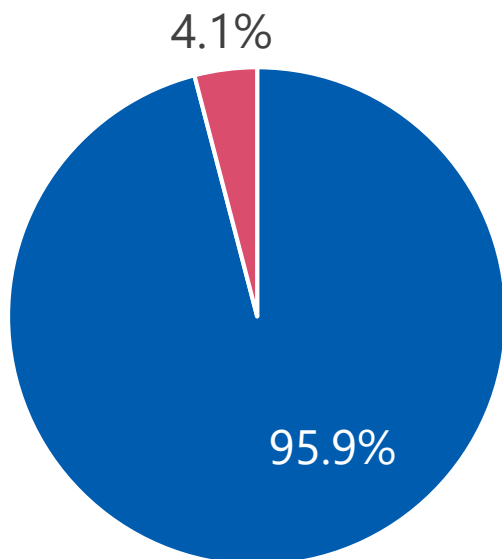
- 不均等被ばく者がいない、あるいは不均等被ばく者に対し測定器を2個以上配布している事業場の数
- 不均等被ばく者に対し測定器を2個以上配布していない事業場の数

○放射線測定器は、胸部（男性）又は腹部（女性）に加えて、不均等被ばくの場合は体幹部や末端部への装着が必要（電離則8条）

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

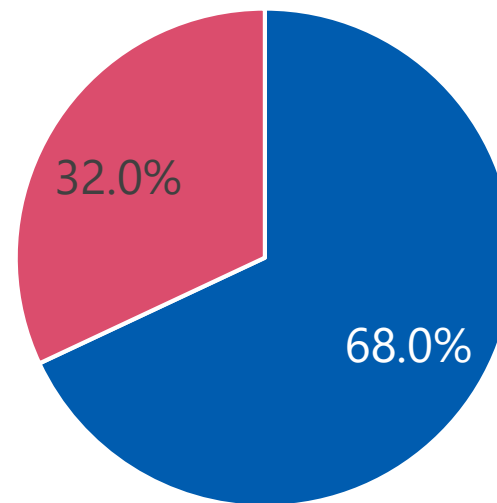
(3) 5年間の被ばく線量の管理状況（2016年度から2020年度までの状況）

- 2016年度から2020年度までの5年間の被ばく線量の管理状況



■ 全て記録・保存している ■ 一部記録・保存していない

- 新規に所属した放射線業務従事者の線量管理：
2016年度から2020年度までの5年間の期間中に新規に所属した放射線業務従事者について、前の事業場における被ばく線量を把握しているか



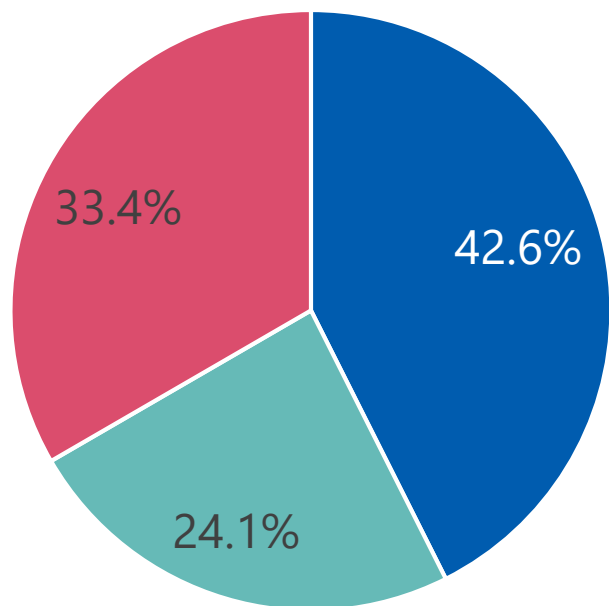
■ 把握している ■ 把握していない

○ 5年間の管理期間の途中から新たに所属した放射線業務従事者については、前所属事業場から当該者に交付された線量の記録等を確認して、前所属事業場における被ばく線量を把握して、5年間の管理を行うこととされています。

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

(4) 管理区域に一時的に立ち入る者の線量測定方法（令和2年度の状況）

●管理区域に一時的に立ち入る者の線量測定方法



■ 全て測定 ■ みなし測定 ■ 一部測定していない

- 管理区域に一時的に立ち入る労働者についても、管理区域内での被ばく線量を測定しなければなりません。（電離則第8条第1項）
- 線量の測定を行ったものとみなした労働者についても管理区域への立入りを記録し、少なくとも1年間保存することが望ましいです。

みなし測定・・・管理区域に一時的に立ち入る労働者であって、外部被ばくと内部被ばくによる実効線量とともに0.1mSvを超えないことが明らかであることを確認できる場合には、線量の測定を行ったものとみなすことができます。

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

(5) 放射線業務従事者の被ばく線量（実効線量）

●実効線量分類別人数

※令和元年度は回答数5,321件のうち、放射線業務従事者数、実効線量分類別人数の合計人数、眼の水晶体の等価線量分類別人数の合計人数が一致する回答4,105件のみ抽出して集計
 令和2年度は回答数5,911件のうち、放射線業務従事者数、実効線量分類別人数の合計人数、眼の水晶体の等価線量分類別人数の合計人数が一致する回答5,841件のみ抽出して集計

被ばく線量	令和2年度		(参考※) 令和元年度
	人数	割合	割合
検出限界未満	142,979人	69.0%	69.2%
検出限界以上～20mSv	63,772人	30.8%	30.3%
20mSv超～50mSv	95人	<0.1%	0.1%
50mSv超	6人	<0.1%	<0.1%
把握していない	341人	0.2%	0.4%
合計	207,193人		

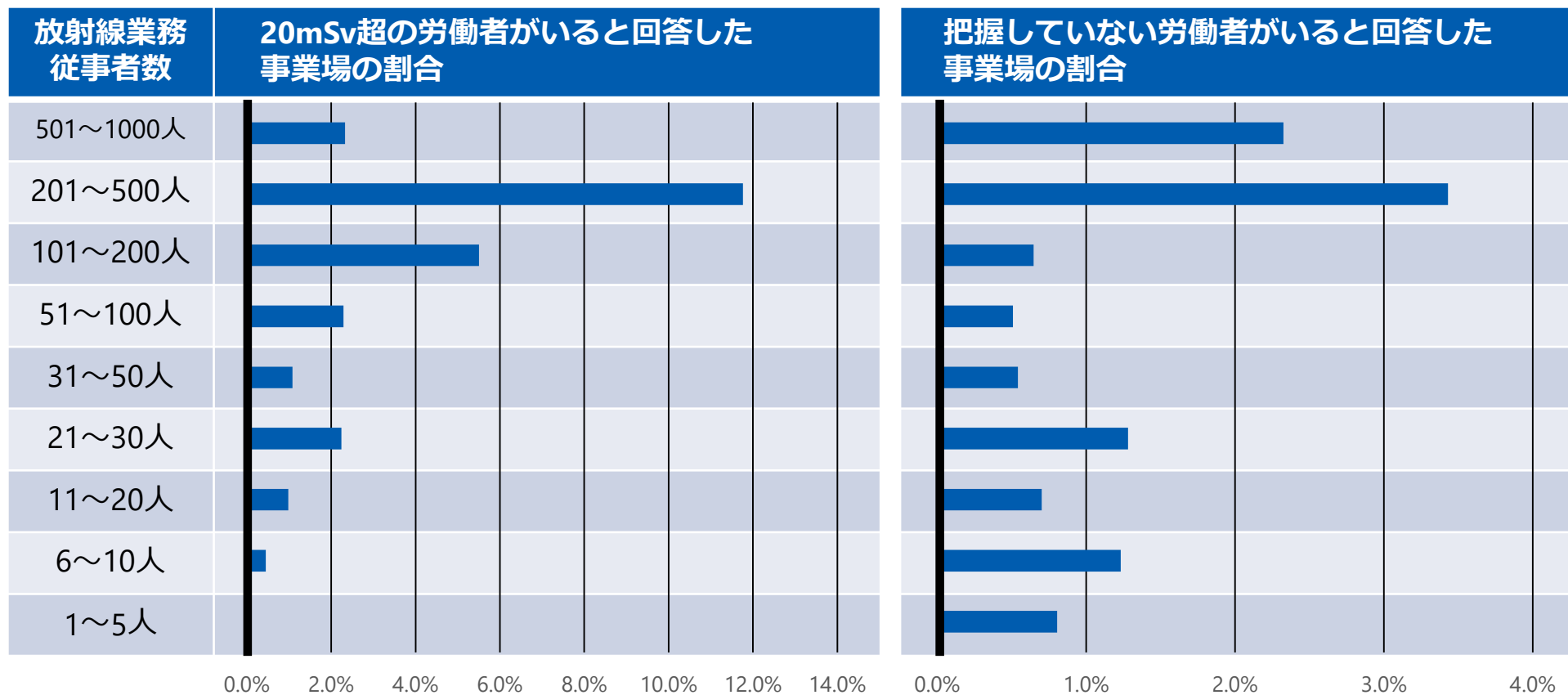
詳細は次頁

○実効線量の限度は5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv（電離則4条）

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

(5) 放射線業務従事者の被ばく線量（実効線量）（令和2年度の状況）

●規模別（事業場内の放射線業務従事者数で区分した階層別）の状況



○実効線量の限度は5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv（電離則4条）

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

(5) 放射線業務従事者の被ばく線量（眼の水晶体の等価線量）

● 眼の水晶体の 等価線量分類別人数

※令和元年度は回答数5,321件のうち、放射線業務従事者数、実効線量分類別人数の合計人数、眼の水晶体の等価線量分類別人数の合計人数が一致する回答4,105件のみ抽出して集計
令和2年度は回答数5,911件のうち、放射線業務従事者数、実効線量分類別人数の合計人数、眼の水晶体の等価線量分類別人数の合計人数が一致する回答5,841件のみ抽出して集計

被ばく線量	令和2年度		(参考※) 令和元年度
	人数	割合	割合
検出限界未満	129,382人	62.4%	64.2%
検出限界以上～20mSv	74,447人	35.9%	32.0%
20mSv超～50mSv	1,273人	0.6%	0.6%
50mSv超	173人	0.1%	0.1%
把握していない	1,918人	0.9%	3.1%
合計	207,193人		

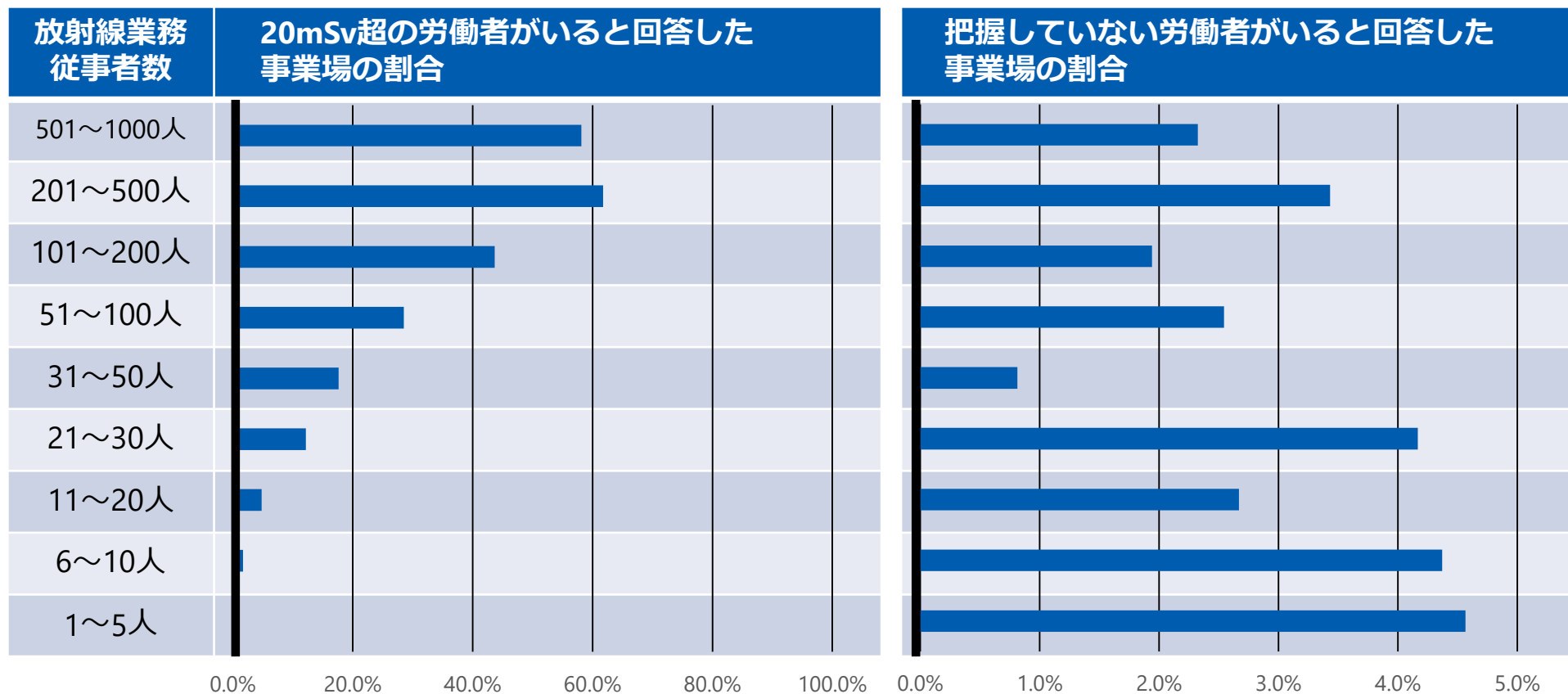
詳細は次頁

○眼の水晶体の等価線量の限度は5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv（電離則5条、令和3年4月1日～）※一部の医師について経過措置あり

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

(5) 放射線業務従事者の被ばく線量（眼の水晶体の等価線量）（令和2年度の状況）

●規模別（事業場内の放射線業務従事者数で区分した階層別）の状況



○眼の水晶体の等価線量の限度は5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv（電離則5条、令和3年4月1日～）※一部の医師について経過措置あり

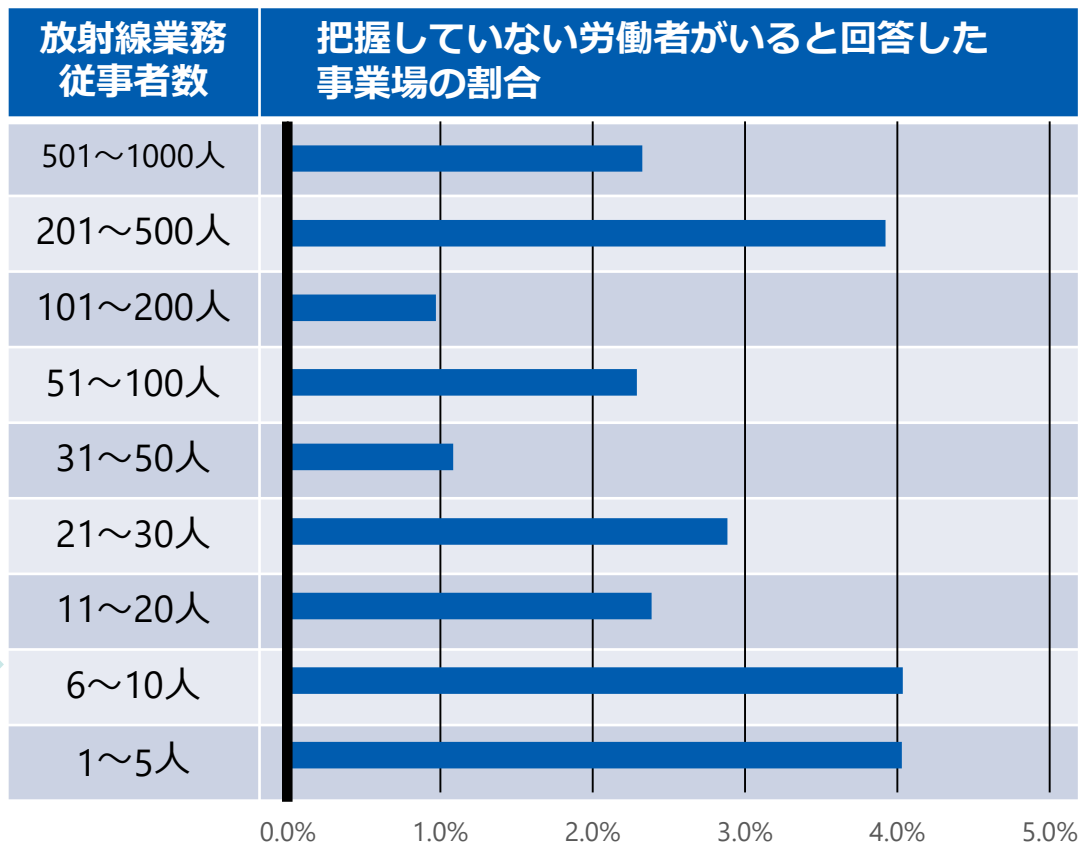
令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

(5) 放射線業務従事者の被ばく線量（皮膚の等価線量）（令和2年度の状況）

●皮膚の等価線量分類別人数

被ばく線量	令和2年度	
	人数	割合
検出限界未満	128,259人	61.9%
検出限界以上～ 年150mSv	77,016人	37.2%
年150mSv超～ 年500mSv	119人	0.1%
年500mSV超	5人	<0.1%
把握していない	1,794人	0.9%
合計	207,193人	

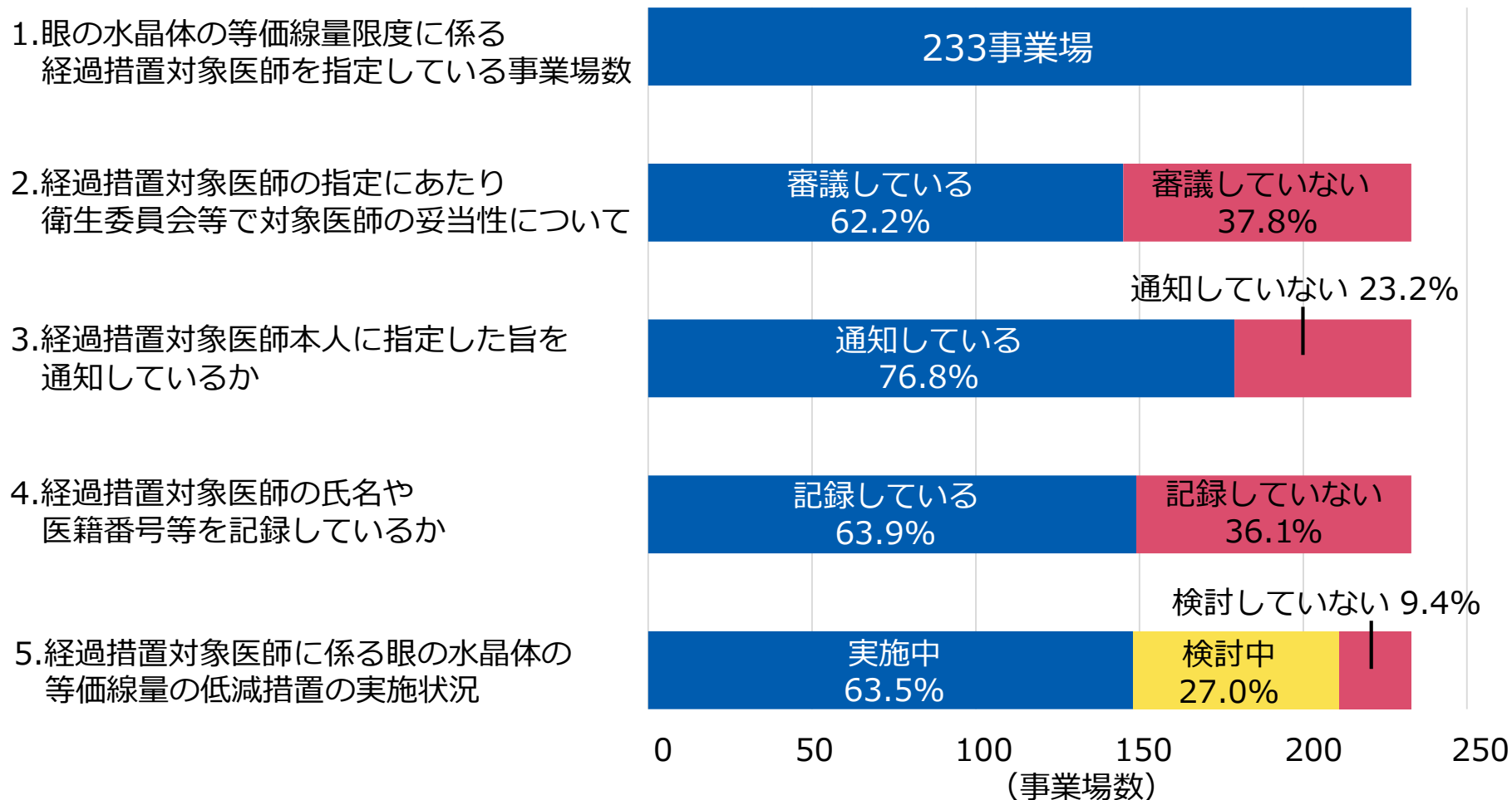
●規模別（事業場内の放射線業務従事者数で区分した階層別）の状況



○皮膚の等価線量の限度は1年間につき500mSv（電離則5条）

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

(6) 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置対象医師の管理状況（令和2年度の状況）



令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

(参考) 眼の水晶体の等価線量限度に係る経過措置対象医師について

「経過措置対象医師」とは

放射線業務従事者のうち、

- 遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなお**眼の水晶体**に受ける等価線量が**5年間につき100mSvを超える**おそれのある医師で、
- その行う診療に**高度の専門的な知識経験**を必要とし、
- そのために後任者を容易に得ることができないもの

経過措置対象医師に対する眼の水晶体の等価線量の限度

令和3年4月1日～令和5年3月31日 **50mSv/年**

令和5年4月1日～令和8年3月31日 **60mSv/3年、かつ50mSv/年**

令和8年4月1日～ **100mSv/5年、かつ50mSv/年**

経過措置期間

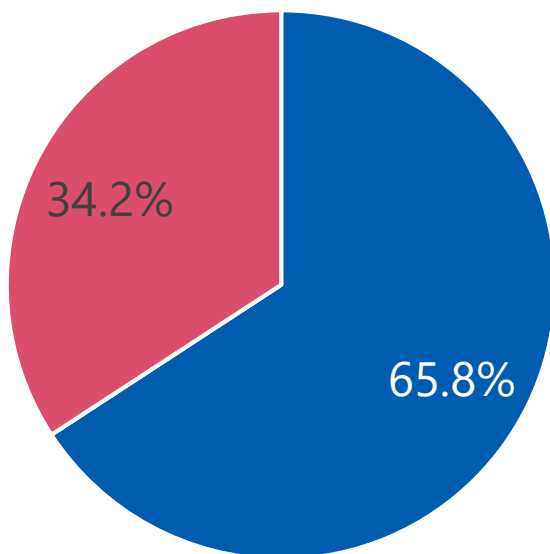
- 経過措置対象医師は、**令和5年3月31日**までの間に、**衛生委員会（※）**の調査審議等を経た上で、指定する必要があります。
- ✓ 現在使用している医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、改正電離則の施行令和3年4月1日後遅滞なく指定。施行日から令和5年3月31日までの間で雇入れ又は配置換えした医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、雇入れ又は配置換え後遅滞なく指定。
- 経過措置対象医師に指定する医師に対してはその旨を**本人に通知**するとともに、**氏名、医籍登録番号、診療科名、経過措置対象となる具体的な事由**を記録して令和8年3月31日まで保存しておかなければなりません。

※衛生委員会とは、事業場において労働者の健康障害防止、健康保持増進のための基本となるべき対策等を調査審議するものであり、労働安全衛生法により労働者数50人以上の事業場に対し設置が義務付けられています。

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

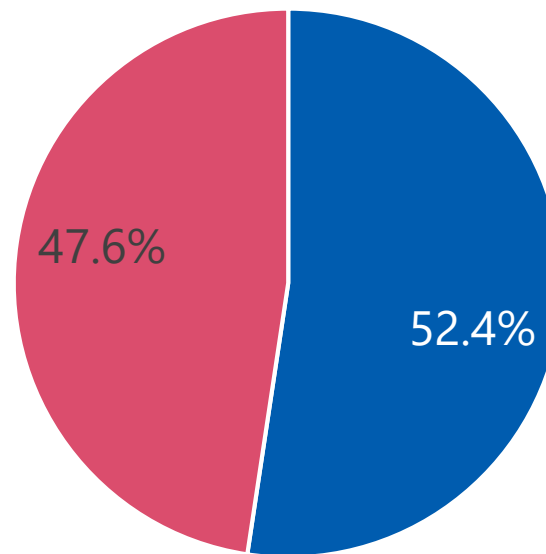
(7) 労働安全衛生管理体制（令和2年度の状況）

- 衛生管理者又は衛生推進者の職務：放射線被ばくによる健康障害防止措置に関する技術的事項を管理しているか



■ 管理している ■ 管理していない

- 衛生委員会における審議状況：放射線業務従事者の被ばく線量に基づき低減策を審議しているか



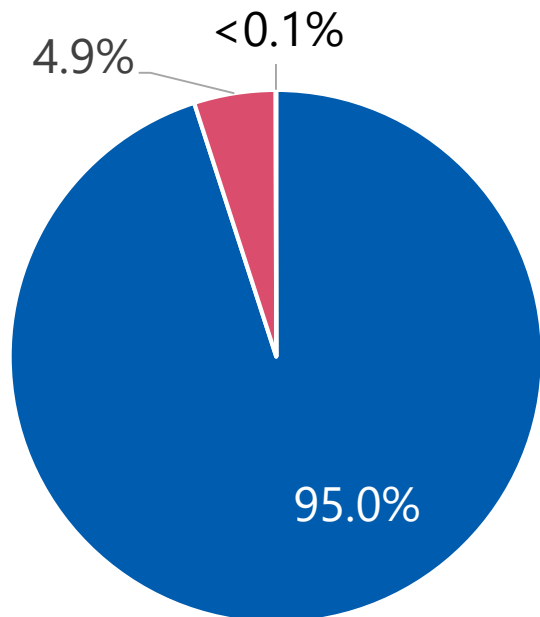
■ 審議している ■ 審議していない

- 衛生管理者又は衛生推進者に、放射線被ばくによる健康障害を防止するための措置に関する技術的事項を管理させる必要があります（労働安全衛生法第12条・第12条の2）。
- 衛生委員会を設置している場合は、被ばく線量の状況を報告し、被ばく低減対策を審議してください（労働安全衛生法第18条第1項）。

令和3年度 医療機関における放射線管理自主点検の概要

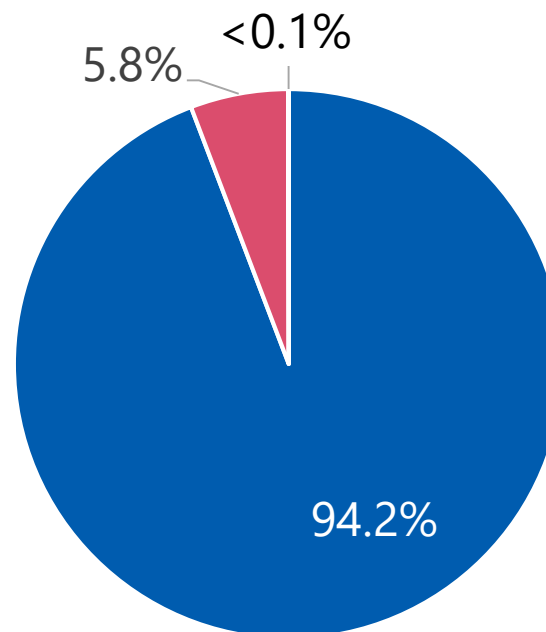
(8) 電離放射線健康診断の実施状況（令和2年度の状況）

●放射線業務従事者に対する 電離放射線健康診断の実施状況



■ 全員している ■ 一部していない ■ 実施していない

●電離放射線健康診断の実施回数



■ 年2回 ■ 年1回 ■ 実施していない

○放射線業務に常時従事する労働者で管理区域に立ち入るものに対し、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行う必要があります（電離則第56条第1項）。